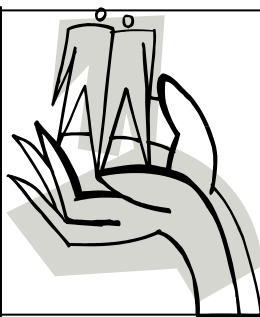


# のぞみ

2020年冬季号(1月1日発行)No. 24



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: tteru@ae.auone-net.jp

## 近時雑感

あけましておめでとうございます。

今年はいよいよ東京五輪・パラリンピックの開催を控え、輝かしい年明けとなりました。開催までには新国立競技場の設計変更問題をはじめ何やかや紆余曲折がありました。わが国はそれらをすべて乗り越えて本番を迎える準備を整えました。あとは選手の皆さんに存分に実力を発揮して頂いて、昨年のラグビーW杯日本代表のように立派な成績を残してほしいと願うばかりです。



ただ昨今の世界の情勢を概観してみますと、不安要因に満ちています。EUは英国の離脱と大量の難民流入で結束が乱れ、統合の理念が揺さぶられています。米国は自国第一主義によりリーダーシップを自ら手放そうとしています。中国は「一帯一路」を掲げて覇権を拵げようとして米国と衝突しています。ロシアは中国と接近しつつトルコ、イランとも結び「ユーラシア大国」を夢想しているように見えます。こうした動きの底流にあるのは、西欧的自由主義陣営による国際統合に代わって、「強権的統治」と「国家資本主義」の体制の国々を集め世界秩序の再修正に挑もうとしていることです。これまでの枠組みが根底から覆されるかもしれないとの懸念が現実味を帯びてきています。わが国としてはこのパラダイムシフトにどう対処するのか。対立する米中間でどういう役割を果たすのか。米国の軍事的支援が後退する中、緊迫する東アジア情勢にどう備えていくのか。まもなく始まる国会の論議に注目しなければなりません。まただからこそ東京五輪・パラリンピックが緊張緩和と平和の進展に役に立ってくれたらと切に願います。

ところで今年は成年後見制度の普及促進にとって、各自治体レベルでの展開に拍車がかかる年となりそうです。地元の練馬区においては社会福祉協議会の「法人後見」への取り組みと、「中核機関」としての位置づけが明確な方向性として示されました。私たち成年後見のぞみ会としても、この動きの中で何ができるのか、何をすべきなのか、行政や社会福祉協議会と協調しながら少しでも地元の高齢者福祉と権利擁護に貢献できるよう努力を傾けて参りたいと思います。引き続きご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



(理事長 照山忠利)

## 市民後見人活動レポート⑨

市民後見人は、他の専門職後見人や親族後見人などと同じように家庭裁判所の審判を経て後見人に選任されます。家庭裁判所は、ご本人（被後見人）の状況と合わせて、後見人候補者の経歴や人柄などを慎重に審査したうえで、後見人として選任するかどうか決定します。新年にあたり、選任された後見人が社会や被後見人等から「求められているもの」について改めて考察し、自らの日頃の後見活動を振り返る機会にしたいと思います。

### 【昨年一年間を振り返って】

施設における日々の生活の中で安全と最低限の衣食住が確保されていても、ご本人の「何かおもしろいことはないかなあ」と発する言葉と気持ちに如何に寄り添いどのように実行に移していくか、という課題にご本人や施設職員の方々と共に悩み、模索する一年間でした。

その結果、新たに二つの「ご本人にとって細やかな楽しみ」を見つけることができました。ひとつは、利用用途に合わせたヘルシーで便利な冷凍食品です。健康状態によりいろいろな食事制限を受ける方は、施設の食事でも単調で味気のない食事になりがちです。然し乍ら食事療法の基本に配慮した冷凍食品を外部業者から購入することにより一定程度本人の嗜好に沿った食事を召し上がっていただくことが可能になりました。ご本人には、施設の食事では出されることのない“ヒレカツ”や“ハンバーグ”や“豚肉の生姜焼き”などを偶には外部業者に注文して、食することが出来るようになりました。ただし、施設の栄養士や看護師の点検と事前了承が必要なことは勿論です。月2回の施設訪問時には、冷凍食品の写真カタログを一緒に見ながら「アレは、美味かった」「次、食べたいのは何ですか？」と会話をしながら一緒に過ごす時間は、ご本人との楽しい時間の共有という意味でもとても貴重です。

もう一つは、年1回開催されるケア・カンファレンスの場でご本人が「外に出たい。家に帰りたい」と発言されたことがきっかけでした。取り敢えずご本人の地元近くに出かけ散策と食事をして施設に帰って来る計画を立てました。事前に手配した介護タクシーに、ご本人が信頼している担当介護士の方にも都合をつけて付き添っていただき、晴天の下、一寸した遠足気分で行きました。地元散策の後、ご本人が希望していた店で料理を美味しくいただき施設に戻りました。ご本人は、大変満足された様子で帰所後、多くの施設職員にその日の報告をされていらっしゃいました。その後、もう1回食事会の外出計画を立て実施し同様に喜んでいただきました。

先日開催されたケア・カンファレンスでは、今後ご本人の気持ちに寄り添って、年間2回程度の外出計画を立て、実行することが打ち合わせされましたので、引き続き、関係者の皆さんと相談、協議しながら「ご本人にとってのささやかな楽しみ」の機会を考えて続けて参りたいと思います。

（社会貢献型後見人 佐藤賢治）

## 東大研修会レポート

去る11月16日に「成年後見制度利用促進を考える研修会」が東京大学本郷キャンパスの工学部の教室で開催されました。当日は天気もよく黄色く色づいたイチョウがあでやかで、写生をしている人を数多く見かけました。主催は一般社団法人地域後見推進センター（地域後見推進プロジェクト）です。募集定員150名のところ、はるかに超える申込があったと伺い、成年後見制度利用促進について関心の高さを感じさせられました。教室は、参加者の熱気があふれていました。



研修会は①基調講演、②パネルディスカッション（実践から学びを考える）、③調査研究報告・提言と3ステージより構成されています。

### (1) 基調講演（13：10～14：10）

「成年後見制度利用促進の取組状況」として厚生労働省の竹野佑喜氏の講演です。次の内容の説明がありました。

1. 成年後見制度利用促進基本計画について
2. 基本計画の取組状況として中核機関の整備等の状況

### ②パネルディスカッション（実践から学びを考える）（14：20～16：00）

実践報告として3名の社会福祉協議会の方々に内容は次のとおりです。

1. 中核機関を見据えた市民後見活動支援の展開  
（北海道 苫小牧市社会福祉協議会 古川義則氏）
2. 地域の後見活動推進の取組みと家庭裁判所の連携  
（新潟県 佐渡市社会福祉協議会 菊池紀子氏）
3. 広域による中核機関の運営状況  
（長野県 伊那市社会福祉協議会 矢澤秀樹氏）

### ③調査研究報告・提言（16：10～17：00）

「中核機関設置と地域連携ネット構築に向けて」として地域後見推進センター 遠藤英嗣氏の報告です。

研修会に参加して思うこと。

中核機関の整備済みが、令和元年7月1日時点では都道府県によって0%～40%とばらつきがあり、全国平均では10%弱となっていることをみると早い時期に整備がのぞまれる。実践報告で、中核機関を整備した3自治体の発表は、中核機関が未整備の自治体に参考になるので情報提供が必要ではないだろうか。

様々な提言がありましたが、次の言葉が印象に残りました。

各自治体には基本計画に示した地域連携ネットワークの中核機関の組織づくりをもっと分かりやすく示す必要がある。後見支援機関がないところの地域後見の第一歩は何か。

「後見相談コーナー」からでもよい。行政機関等に相談窓口を作ること。

## 成年後見制度を知る手引き②

現在の成年後見制度は、平成12年4月に導入されました。この導入時期について語る際に、しばしば「介護保険制度と同時に」という修飾が用いられます。これは、介護保険サービスでは、介護サービスを受ける際に介護サービス業者と「契約」を結ぶことが必要となりますが、その契約の際に、認知症の方や障害者の方が不利益を被らないようにするための制度として成年後見制度の導入が図られたという背景があるからです。

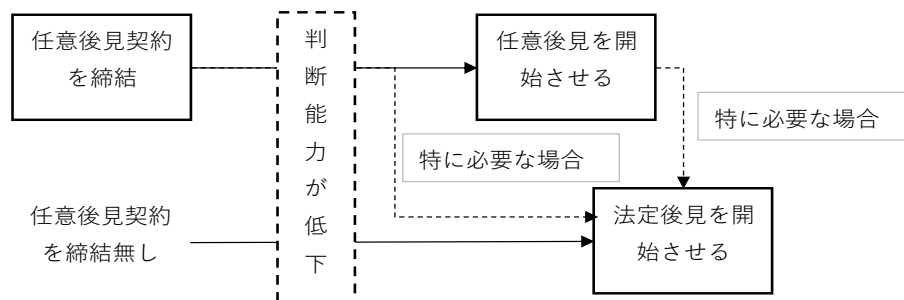
成年後見制度は、「法定後見」と「任意後見」の大きく2つのタイプに分けられます。

「法定後見」は、認知症等により判断能力が不十分な方に対して、申立てにより、家庭裁判所が、その人を保護する者を選任する制度です。その選任された法定後見人等の役割は、民法にて細かく規定されています。

一方、「任意後見」は、認知症等により判断能力が不十分になる前に、その人自らで依頼する人、依頼したい事項を選定しておき、判断能力が不十分となった際にその人に代理してもらう制度です。依頼を受けた任意後見人の役割や報酬は、書面に予め定められたものとなります。

「法定後見」と「任意後見」の関係は、遺産相続手続きの「法定相続」と「遺言」の関係に似ています。「法定相続」では、民法等の公的なルールに基づいて故人の財産が相続人に分割されるのに対して、「遺言」では、書面に残された生前の故人の意思に従って故人の財産が分割されるからです。また、「任意後見」が「法定後見」に優先するのは、「遺言」が「法定相続」に優先するのと同じです。但し、相続手続きでは遺言に従い一旦財産が分割されてしまうと法定相続に移ることはありませんが、成年後見制度では、必要があれば任意後見から法定後見に移ることが出来る点は大きく違います。

<法定後見と任意後見の関係>



## 会員募集中

私たちは成年後見制度の普及・啓発活動を行いながら、やがて「市民後見人」としての地歩を築いていくことを目指しています。この趣旨に賛同し、支援して下さる会員を募集しています。

会員の種別および会費（年額）は次のとおりです。

◆正会員 6,000円 ◆賛助会員 3,000円（企業・団体は20,000円）

お問い合わせ、お申し込みは下記までお願いいたします。

〒178-0064 練馬区南大泉4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール [tteru@ae.auone-net.jp](mailto:tteru@ae.auone-net.jp)